

# 福祉用具貸与に係る重要事項説明書

## 1 会社概要

### (1) 概要

事業所名	有限会社 大平商事
所在地	青森県八戸市類家二丁目7番46号
管理者名	小平 朗
連絡先	0178-44-2040
FAX番号	0178-46-4803
事業所番号	0270302540
サービスを提供できる地域	八戸市・三戸郡・おいらせ町・六戸町・三沢市

\* 上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	合計
管理者	福祉用具専門相談員	1名(兼務)		1名
従業者	福祉用具専門相談員	2名		2名
	事務員	1名		1名

### (3) 事業所営業日および営業時間

平日	午前9時～午後5時00分
休業日	土・日曜日、祝・祭日、お盆(8月13日～8月16日)・年末年始(12月30日～1月3日)

### (4) 福祉用具の取扱い種目

①車いす	*1	⑦手すり	
②車いす付属品	*1	⑧スロープ	
③特殊寝台	*1	⑨歩行器	
④特殊寝台付属品	*1	⑩歩行補助つえ	
⑤床ずれ防止用具	*1	⑪認知症老人徘徊感知機器	*1
⑥体位変換器	*1	⑫移動用リフト(つり具の部分を除く)	*1
		⑬自動排泄処置装置	*2

\*1・・・要支援1～2及び要介護1の方については、原則として貸与が認められません。

\*2・・・要介護4以上の方が貸与の対象です。

⑧の固定用、⑨の車輪がついていない固定されたもの、⑩の多点杖、単点杖(松葉杖以外)

は、貸与および販売の選択制になります。

\* 対象外の方であっても一定の条件にあてはまる場合は、例外的に貸与が認められる場合があります。

## 2 当事業所の特徴

### (1) 運営の方針

- ・ 利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえて、適切な福祉用具の選定を援助・アドバイスを行い、福祉用具の貸与をすることによって、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介助する者の負担の軽減を図るよう支援する。
- ・ 事業の実施に当たっては、関係各市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な提携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 3 サービス利用料金

### (1) 利用料

福祉用具レンタル利用料は1ヶ月単位でのご利用となります。レンタル料金は1ヶ月単位が基本ですが、レンタル開始月および終了月のレンタル料金は契約書に明記されておりとなります。

介護保険の適用を受けた場合は、介護保険負担割合証の利用者負担額(1~3割)をお支払頂きます。

### (2) 特別な運搬にかかる費用

○基本的に、搬入・搬出費用はサービス料金に含まれております。ただし、以下の場合には別途料金をご負担いただくことがあります。

- ・ 搬入・搬出に特別な作業を必要とする場合
- ・ 遠隔地、当社の営業地域以外への搬入・搬出

### (3) 利用料のご請求について

○料金の支払い方法

1か月ごとにまとめて請求いたしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

口座引き落とし サービスを利用した月の翌月27日(祝休日の場合は直後の平日)に、指定口座より引き落とします。

銀行振り込み サービスを利用した月の翌月25日(祝休日の場合は直前の平日)までに当事業所が指定する下記口座にお振り込みください。

現金払い サービスを利用した月の翌月27日(祝休日の場合は直前の営業日)までに現金でお支払いください。

## 4 衛生管理等について

- (1) 従業員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の整備および備品について、衛生的な管理に務めます。
  - ・ 回収した福祉用具を、その種類、材質からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに

消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具と区分して保管します。

## 5 サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 小平 朗

電話 0178 - 44 - 2040 F A X 0178-46-4803

- (2) 苦情処理体制

苦情があった場合は、ただちに管理者が相手方（家族）に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者から事情を確認します。

苦情の記録は台帳に保管し、再発防止に役立てます。

- (3) その他

当事業者以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 八戸市介護保険課 0178-43-2111

イ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 017-723-1336

## 6 身分証携行義務

- (1) サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

## 7 事故発生時の対応

- (1) 利用者の対する福祉用具貸与に係るサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利者の家族、担当の介護支援専門員に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を再発防止の対策を講じます。

## 8 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- (1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者およびその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文章により利用者およびその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- (3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報をを用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い対応します。
- (4) 利用者および利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

## 9 虐待・ハラスメントの防止のための取組みについて

(1) 虐待・ハラスメント防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

【虐待・ハラスメント防止に関する責任者】小平 朗

(2) 虐待の防止のため指針を整備するとともに、対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待・ハラスメント防止を啓発・普及するための研修を定期的に行います。

(3) 虐待等が明らかになった場合は、速やかに市町村の窓口に通報します。

【重要事項説明同意書】

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業者 事業者 有限会社 大平商事

代表 小平 朗

説明者

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また8(2)に記載している個人情報の使用についても、同意します。

利用者 氏名

代筆者 本人との続柄

氏名

代筆の理由：ペンを持ってない 字が書けない その他

(